

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）の成立について （会長談話）

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）」が成立しました。

「提案募集方式」に基づき、地方からの声を国が真摯に受け止め、「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの見直し」が一層進んだことは意義あることと思います。

特に、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限」について、移譲対象が指定都市だけでなく、中核市にも拡大されること、また義務付け・枠付けの見直し等が行われることにより、これまで以上に、地域の実情に応じた子育て支援施策を展開できることとなります。

指定都市は、引き続き国や他の地方自治体と連携・協力し、圏域全体の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献し、地方創生のリーダーとしての役割を果たしていきます。

平成30年6月19日
指定都市市長会会長
林 文子